

町民の意見箱 皆さんの声にお答えします。

町では、町民の皆さんから町政に関する意見等をお聞きし、協働のまちづくりを推進するため、役場などに意見箱を設置しています。

令和8年1月6日から2月2日までの期間中に新たな投稿はありませんでしたが、これまでに寄せられたご意見のうち、公表要件をみたすものについて以下のとおり回答をお知らせします。

設置場所	投稿件数	設置場所	投稿件数
森町役場	1件(対応中)	森町公民館	0件
森町砂原支所	0件	森町砂原公民館	0件

Q1

町民俳句大会に参加して

◆主催者の姿勢について

今回の俳句大会は主催者の関与が見えず、以前に比べて寂しい印象を受けた。事業が惰性で続いているように感じられ、主催者に熱意が感じられなかった。

◆大会の目的について

町民文化の振興という目的が現状で達成されているのか、改めて確認してほしい。

◆学びの機会の提供について

毎年実施している大会であるため、社会教育としての俳句講座や文化協会の研究会など、初心者が学べる機会を設けてはどうか。

◆主催者としての反省・検討の必要性について

主催者側の熱意が不足していると町民にも伝わり、結果として大会全体の活気に影響しているのではないか。

また、これまでの大会では町長や課長なども参加し、より活気があった経緯もあるため、過去の運営状況を踏まえ、今後のあり方の検討を求める。

- ① 主催者に活気を取り戻してほしい。
- ② 大会の目的が達成されているか教えてほしい。
- ③ 行事が惰性になっているように思うがどうか。(90代男性)

A1

当日は、参加者が少ないため寂しさを感じられたのだと思います。主催者は、俳句を通じた人々のつながりを願って毎年開催しております。主催である文化協会の役員、来賓の教育長、運営にあたった職員もいたのですが、活気の無さを感じられたのだと思います。

俳句大会に限らず、町民参加型のイベントが、主催者、参加者が力を合わせて参加者を募るなど賑わっていただけるよう、働きかけたいと考えております。

なお、文化祭の主催者である文化協会として反省会は実施しています。

町民俳句大会は、単発のイベントではなく、愛好者の方々が長きに渡り親しんでいることから、今後も地域における人々の交流につながるものと考えますので、今後も継続して参ります。

また文化協会にも今回のご意見を伝え、対応を考えたいと思います。

Q2

水道料金の基本料金について

料金表を確認したところ理解しにくい点がある。口径13mmと20mmは、基本料金に含まれる使用水量がいずれも10m³で同量であるにもかかわらず、基本料金に差が設けられている理由が分かりにくい。

25mm以上については、口径が大きくなることで使用水量の増加が想定され、基本料金および水量区分が上がることは理解できるが、13mmと20mmについては水量区分が同じであるため、基本料金のみが異なる点に疑問を感じる。

この料金設定の考え方について、分かりやすい説明を求めたい。(70代女性)

A2

森町の水道料金は、メーターの口径別に基本料金を定めています。

13mmと20mmで基本料金が異なる理由についてご説明します。

基本料金は、使用量に関わらず、給水を維持するための基礎的な経費（水道施設の維持管理、水質検査、メーター検針など）として設定しています。

口径が大きいほど、1度に使える水の量が多く、複数の水回りを同時に使用しても水圧が保たれやすくなり、利便性が高まります。20mmは13mmより「常に使える水の量」が大きいため、その能力に応じて基本料金に差を設けています。

また、これを支える配水管や浄水場などの水道施設の維持管理にも相応の費用が必要となることから、基本料金で公平にご負担いただいています。

水道の基本料金は、「使用量」だけでなく、「いつでも使える水の量を確保するための費用」を分担するものです。同じ使用量でも、より大きな能力を持つ20mmの基本料金が高くなる仕組みは、全国的にも一般的な考え方です。

今後も、安心して水道をご利用いただけるよう、適切な設備維持と公平な負担の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

自動車税（種別割）引っ越したら住所変更をお忘れなく！

自動車税（種別割）は、4月1日時点の車の登録情報をもとに課税されます。

住所変更の手続きが済んでいないと、納税通知書が届かないことがあります。

引っ越しや名義変更等があった方は、お早めに 北海道運輸局 の運輸支局で登録変更をお願いします。

こんなときは手続きが必要です

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・車を売った・譲ったとき（移転登録）
- ・車を使わなくなったとき（抹消登録）

令和8年度の納税通知書を確実に受け取るため、3月中の手続きをおすすめします。

変更登録が間に合わない場合は…

道税ホームページから、納税通知書の送付先変更ができます。

検索ワードは「北海道 自動車税 住所変更」

函 札幌道税事務所自動車税部 ☎ 011-746-1190